

社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度について（ご案内）

この制度は、低所得者で特に生計が困難である方について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割に鑑み、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的としています。

下記の軽減対象要件および裏面をお読みいただき、制度の利用を希望される方は申請書を提出してください。

なお、申請書を提出していただいても、下記の要件に該当しない方は、承認（認定）できないことをあらかじめご承知願います。

【軽減対象要件】

軽減の対象者は、次の①から⑥の要件の **全てを満たす方** です。

- ① 本人を含め、同一世帯の全員が平成29年度市町村民税非課税であること。
- ② 年間収入（平成28年中：平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
ただし、申請被保険者本人の収入が150万円以下であること。
※ 障害年金、遺族年金等の非課税年金、恩給および仕送りなども収入となります。

収入額を確認できる書類を添付してください。
(※平成28年中の世帯員全員の源泉徴収票、確定申告書または年金振込通知書等の写し)

- ③ 預貯金等の総額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。

預貯金額等の額が確認できる書類（通帳等）を添付してください。
(※平成28年1月から申請日までの履歴が分かる世帯全員のすべての預金通帳等の写し)

- ④ 世帯が日常生活のために必要な資産以外に活用できる資産を保有していないこと。

※ 「日常生活のために必要な資産」とは、現在居住している家屋など、それが無くては日常生活に不自由をきたす資産のことです。それ以外に、家屋や土地など換金価値の高い資産を所有しており、それを換金することによって収入を補うことができる場合は、軽減の対象となりません。

- ⑤ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

※ 市町村民税の課税者（申請被保険者を扶養控除の対象としていることによって、非課税となっている方を含む。）の所得税や市町村民税の扶養控除の対象となっている場合や、健康保険で扶養者となっている場合は、「扶養されている」とみなしますので、軽減の対象となりません。

- ⑥ 介護保険料を滞納していないこと。

※ 不実の申告をして不正に認定を受けた場合、刑法の規定によって処罰されることがあります。

【軽減対象となるサービス】

・介護老人福祉施設サービス ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護費、食費、居住費
・（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	介護費、食費、宿泊費
・（介護予防）短期入所生活介護	介護費、食費、滞在費
・（介護予防）通所介護、地域密着型通所介護 ・（介護予防）認知症対応型通所介護	介護費、食費
・（介護予防）訪問介護、夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護費

※ 軽減の実施について、届け出を行っている社会福祉法人等が提供する介護保険サービスに限ります。

【軽減割合】

4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）

【有効期間】

申請書受付日の属する月の初日から、平成30年7月31日まで

【申請手続き】

- （1）社会福祉法人等利用者負担額軽減対象確認申請書
- （2）世帯の収入状況等申告書（申請書の裏面）
- （3）世帯全員の収入額が確認できる書類（源泉徴収票や確定申告書などの写し）
- （4）世帯全員の預貯金等を確認できる書類
（申請日までの1年間の履歴がわかる世帯全員のすべての預貯金等の写し）

なお、記入漏れや必要書類が添付されていない場合は、受付ができませんのでご注意ください。

【提出先】

長寿介護課（本庁）または各地域の支所

<問い合わせ先>

〒520-1592

高島市新旭町北畑 565 番地

高島市役所 長寿介護課

電話 0740-25-8029